○白井市子ども医療費の助成に関する規則

昭和48年9月10日 規則第8号

〔注〕平成19年5月から改正経過を注記した。

改正 昭和52年9月26日規則第6号

昭和61年5月31日規則第9号

平成3年9月30日規則第19号

平成5年12月28日規則第31号

平成7年3月31日規則第22号

平成8年9月27日規則第15号

平成10年8月10日規則第30号

平成13年3月30日規則第18号

平成15年1月30日規則第3号

平成17年3月25日規則第22号

平成17年6月13日規則第26号

平成19年5月30日規則第31号

平成19年12月21日規則第37号

平成20年10月1日規則第38号

平成22年7月20日規則第17号

平成22年9月30日規則第21号

(題名改正)

平成24年4月26日規則第24号

平成24年7月6日規則第30号

平成25年8月8日規則第39号

平成28年3月31日規則第46号

平成28年6月3日規則第90号

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担するその保護者に当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子ど

もの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成22年規則21号〕)

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 乳幼児 出生の日から小学校就学の始期に達するまでの間にある者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者(同条に規定する学齢児童に限る。)を含む。)をいう。
 - (2) 低学年児童 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(学校教育法第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者(同条に規定する学齢児童に限る。)を含む。) のうち、乳幼児以外のものをいう。
 - (3) 高学年児童 中学校就学の始期に達するまでの者(学校教育 法第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者(同 条に規定する学齢児童及び学齢生徒に限る。)を含む。)のう ち、乳幼児及び低学年児童以外のものをいう。
 - (4) 生徒 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの 者(学校教育法第18条の規定による就学義務の猶予又は免除 に係る者(同条に規定する学齢児童に限る。)を含む。)のうち、乳幼児、低学年児童及び高学年児童以外のものをいう。
 - (5) 子ども 乳幼児、低学年児童、高学年児童及び生徒をいう。
 - (6) 保護者 子どもの親権者、後見人その他子どもを現に監護している者をいう。
 - (7) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - 工 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)

- 才 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
- 力 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)
- (8) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付若しくは 保険外併用療養費、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、 訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養 費、移送費、家族移送費若しくは高額療養費の支給又はこれら に準ずる給付若しくは支給をいう。
- (9) 一部負担金 医療費の額から医療保険各法の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (10) 自己負担金 国、県又は市町村が公費負担医療制度による 給付決定をした場合、当該給付を受けた者又はその保護者がそ の負担能力に応じて負担しなければならない額をいう。
- (11) 子ども医療自己負担金 市町村が子ども医療費助成制度による給付決定をした場合、当該給付を受けた保護者が負担しなければならない額をいう。
- (12) 保険医療機関 医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(一部改正[平成19年規則31号·37号·22年21号· 24年24号])

(助成対象者)

- 第3条 子ども医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。
 - (1) 白井市の区域内に住所を有し、かつ、白井市の住民基本台帳 に記録されている子ども
 - (2) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者である子ども
- 2 前項の規定にかかわらず、子どもの保護者のうち、低学年児童、 高学年児童及び生徒の保護者であって、当該保護者の<u>所得</u>が次の 各号のいずれかに該当する場合は、当該保護者は、助成対象者と しない。

- (1) その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下この号及び次号において「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)でその者が生計を維持するもの(次号において「児童」という。)がない場合 622万円以上の者
- (2) 扶養親族等及び児童がある場合 622万円に当該扶養親 族等及び児童1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法 に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、 当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円) を加算した額以上の者
- 3 前項の所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当 法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定 を準用する。

(一部改正[平成22年規則21号·24年24号·30号· 25年39号])

(助成の範囲)

第4条 助成の対象となる子ども医療費は、子どもの保険給付の対象となる通院及び入院(満15歳に達した日以後の最初の3月3 1日を超えて引き続き入院する場合を含む。)に係るものとする。

> (全部改正〔平成19年規則31号〕、一部改正〔平成22 年規則21号・24年24号・28年90号〕)

(受給資格の登録)

- 第5条 助成対象者で子ども医療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、白井市子ども医療費助成登録申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて受給資格の登録を市長に申請しなければならない。
 - (1) 医療保険各法による子どもの被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)
 - (2) 保護者の市町村民税の課税状況、合計所得金額、所得控除額

- の内訳及び扶養人数を証する書面
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第2号及び第3号の書類は、申請者の同意を得た上で市長 が当該書類の内容を確認することができる場合は、その添付を要 しない。

(一部改正〔平成20年規則38号·22年21号·24年 24号〕)

(受給券の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、受給資格があると認めたときは、別表に定める階層区分(以下「階層区分」という。)を認定し、白井市子ども医療費助成受給券(別記第2号様式。以下「受給券」という。)を交付するものとし、受給資格がないと認めたときは、白井市子ども医療費助成対象外通知書(別記第3号様式。以下「対象外通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則21号・24年24号〕) (受給券の変更等)

- 第7条 前条の規定により交付を受けた受給券の内容又は第10条 に規定する登録事項に変更又は誤りがあった場合は、受給券の交 付を受けた者(以下「受給権者」という。)は、白井市子ども医 療費助成受給券変更・資格登録変更申請書(別記第4号様式)に 受給券を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を<u>審査</u>し、適当 と認めたときは、第10条に規定する登録事項を修正するものと する。
- 3 市長は、前項の修正により受給券の内容に変更が生じるときは、 受給券の内容を変更し、交付するものとする。ただし、<u>階層区分</u> に変更が生じる場合は、申請のあった日の翌月1日から有効な受 給券を交付するものとする。

(一部改正 [平成 2 2 年規則 2 1 号· 2 4 年 2 4 号])

(受給券の再交付)

- 第8条 市長は、受給権者から受給券の紛失又は毀損若しくは汚損 等のため白井市子ども医療費助成受給券再交付申請書(別記第5 号様式)により再交付の申請があった場合は、受給券を再交付す るものとする。
- 2 前項の申請が受給券の毀損又は汚損による場合は、申請書に当 該受給券を添付しなければならない。

(一部改正〔平成22年規則21号・24年24号〕) (受給券の有効期間等)

- 第9条 受給券の有効期間は、原則として市長が第5条第1項の規定による受給資格の登録申請書を受理した日の翌月1日(子どもが出生により市内に住所を有することとなった場合は出生の日)から毎年7月31日又は満12歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか早い日までとし、8月1日に更新するものとする。
- 2 前項の規定により受給券の更新を行う場合、市長は、<u>階層区分</u> の再認定を行うものとする。この場合において、市長は、受給権 者が受給資格を有しないと認めたときは、対象外通知書により当 該受給権者に通知するものとする。

(一部改正〔平成24年規則24号〕)

(助成台帳)

- 第10条 市長は、第6条の規定により受給券を交付した場合は、 次に掲げる登録事項を常に整理しておかなければならない。
 - (1) 受給者番号
 - (2) 子どもの住所、氏名、性別及び生年月日
 - (3) 保護者の住所、氏名、子どもとの続柄及び階層区分
 - (4) 子どもに係る被保険者証等の記載事項
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成22年規則21号・24年24号・28年90号〕)

(助成の始期)

第11条 子ども医療費の助成は、市長が第5条第1項の規定による受給資格の登録申請書を受理した日から行うものとする。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成22年規則21号〕)

(優先関係)

第12条 子どもにかかる疾病が、他の法令等による公費負担医療制度の対象となるものである場合には、別段の定めがある場合を除き、その制度を優先適用する。

(一部改正 [平成 2 2 年規則 2 1 号 · 2 8 年 9 0 号]) (助成額)

- 第13条 子ども医療費として助成する額は、次の各号に掲げる額 から認定した階層区分に応じた負担基準額(別表に定める額に満 たないときはその額)を控除した額とする。ただし、保険調剤に あっては階層区分にかかわらず、子ども医療自己負担金を徴しな いものとする。
 - (1) 受給権者が市長から子ども医療助成事業の実施について委託を受けた保険医療機関において受給券と被保険者証を提示し、子どもにかかる保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額
 - (2) 受給権者が保険医療機関において一部負担金を負担して子どもにかかる保険給付を受けた場合は、その一部負担金
- (3) 受給権者が前条の規定により子どもにかかる他の法令等による公費負担医療制度の給付を受けた場合は、その自己負担金 2 前項の助成は、医療保険各法の規定に基づく規則定款等により 附加給付金の支給があった場合は、当該助成額からその額を控除

(一部改正〔平成22年規則21号〕)

(助成の方法)

するものとする。

第14条 市長は、前条第1項第1号にかかる助成を行う場合には、 保険医療機関の請求に基づき受給権者に代わり助成すべき額を当 該保険医療機関へ支払うものとし、同項第2号及び第3号にかかる助成を行う場合には、受給権者の申請に基づき助成すべき額を 受給権者又は保険医療機関に支払うものとする。

- 2 前項の規定により保険医療機関に支払いがなされた場合は、受給権者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 受給権者が第1項の規定による申請を行う場合は、子ども医療費助成金給付申請書(別記第6号様式)に受給券及び保険医療機関が発行する白井市子ども医療費計算書(別記第7号様式)若しくは領収書又はこれに代わるものとして市長が認めた書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 前項の申請は、当該子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(一部改正〔平成19年規則31号・22年21号・24年24号・28年90号〕)

(助成の可否の決定)

第15条 市長は、前条第3項の規定による申請を受理した場合は、 速やかにその内容を審査し、助成を適正と認めたときは白井市子 ども医療費助成金給付決定通知書(別記第8号様式)により、助 成を不適当と認めたときは白井市子ども医療費助成金給付却下通 知書(別記第9号様式)により、その旨を当該申請人に通知しな ければならない。

(一部改正〔平成22年規則21号・28年90号〕) (助成の制限)

第16条 第13条の規定にかかわらず子どもの保険給付について、 その原因が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医 療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われ るときは、その限りにおいて助成しないものとする。

(一部改正〔平成22年規則21号〕)

(受給券の返還)

第17条 受給権者は、次の各号のいずれかに該当することにより

受給資格を喪失した場合は、速やかに白井市子ども医療費助成受給券返納届(別記第10号様式)を市長に提出し、受給券を返還しなければならない。

- (1) 子どもが死亡したとき。
- (2) 受給権者が第3条第1項に該当しなくなったとき。
- (3) 受給権者が第3条第2項に該当することとなったとき。

(一部改正〔平成22年規則21号·24年24号·28年90号〕)

(助成金の返還)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けたこと が判明したときは、当該助成金の全部又は一部を返還させること ができる。

(一部改正〔平成22年規則21号〕)

(医療機関における経費)

第19条 市長は、保護者が第14条第3項の規定により保健医療機関から交付を受けた計算書につき当該保健医療機関に対し1件につき100円を支払うものとする。ただし、当該保健医療機関に対し市が支払うべき経費を保護者が支払ったときは、当該保護者に対し支払うものとする。

(一部改正〔平成22年規則21号・28年90号〕)(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成22年規則21号〕)

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年8月1日から適用する。

附 則(昭和61年規則第9号)

- この規則は、昭和61年6月1日から施行する。 附 則(平成3年規則第19号)
- この規則は、平成3年10月1日から施行する。 附 則(平成5年規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に退院した 者及び施行日の前日において入院していた1歳から小学校就学始 期に達するまでの者で施行日以後の引き続く入院期間が7日未満 の者に係る医療、自己負担額及び自己負担基準額にあっては、改 正後の白井町乳幼児医療対策事業規則(以下「改正後の規則」と いう。)第3条及び第4条第2号並びに別表第2の規定にかかわ らず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において入院していた者で施行日以後も引き続き 入院し、かつ、その入院期間が10日未満の者に係る改正後の規 則第3条に規定する医療にあっては、当該医療から施行日前の医 療を除くものとする。
- 4 施行日の前日において入院していた者で施行日以後も引き続き 入院し、かつ、その入院期間が10日以上の者の施行日前の医療 に係る自己負担額及び自己負担基準額は、改正後の規則第4条及 び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の白井町乳幼児医療対策事業規則(以下「改正後の規則」 という。)の規定(第5条第3号の規定を除く。)は、平成6年 4月1日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳 幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第5条第3号の規定は、平成6年10月1日以後 に乳幼児が受けた医療について適用する。

附 則(平成8年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 改正後の白井町乳幼児医療対策事業規則の規定は、平成8年4 月1日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼 児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成10年規則第30号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白井町乳幼児医療対策事業規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成10年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。 (経過措置)

2 適用日の前日において入院していた者(適用日以後も引き続き 入院し、かつ、その入院期間が7日以上の者に限る。)の医療に ついては、改正後の規則の規定にかかわらず、その者が引き続き 入院する間は、なお従前の例による。

附 則(平成13年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の白井町乳幼児医療対策事業規則に定める様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成15年規則第3号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白井市乳幼児医療費の助成に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定

は、平成15年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の規定は、平成15年4月1日以後に乳幼児が受けた医療について適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日において入院していた者の医療については、改正後の規則の規定にかかわらず、その者が引き続き入院する間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成17年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において入院していた者の医療については、改正後の白井市乳幼児医療費の助成に関する規則の規定にかかわらず、その者が7日以上継続して入院する間は、なお従前の例による。

附 則(平成19年規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白井市乳幼児医療費の助成に関する規 則の規定は、この規則の施行の日以後に乳幼児が受けた医療につ いて適用し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則(平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の白井市乳幼児医療費の助成に関する規則により調製された用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成22年規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白井市乳幼児医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に乳幼児が受けた医療について摘要し、同日前に乳幼児が受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の白井市乳幼児 医療費の助成に関する規則第6条の規定により交付されている白 井市乳幼児医療費助成受給券は、改正後の白井市子ども医療費の 助成に関する規則第6条の規定により交付された白井市子ども医 療費助成受給券とみなす。

附 則 (平成24年規則第24号)

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定並びに次項、附則第4項及び5項の規 定は平成24年8月1日から、第2条の規定及び附則第3項の規 定は同年12月1日から施行する。

(第1条の規定による改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の白井市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、施行の日以後に受ける医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、なお従前の例による。

(第2条の規定による改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の白井市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、施行の日以後に受ける医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、なお従前の例による。

(白井市小学生医療費の助成に関する規則の廃止)

4 白井市小学生医療費の助成に関する規則(平成21年規則第1 5号)は廃止する。

(白井市小学生医療費の助成に関する規則の廃止に伴う経過措置)

5 前項の規定による廃止前の白井市小学生医療費の助成に関する 規則第2条第1号に規定する小学生が、施行の日前に受けた入院 に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 この規則の施行に関し必要な準備行為は、第1条の規定の施行 の目前においても行うことができる。

附 則(平成24年規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年8月1日から適 用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白井市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、平成25年8月1日以後に受ける医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成28年規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第90号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第1 2条の改正規定は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白井市子ども医療費の助成に関する規則第4条及び第12条の規定は、施行の日以後に受ける医療費について適用し、同日前に受けた医療費については、なお従前の例による。

別表 (第6条及び第13条第1項関係)

(一部改正「平成22年規則17号))

階層区分	世帯区分	負担基準額(円)
		入院1日及び通院
		1 回
A	生活保護法(昭和25年法律第14	0
	4号)による被保護世帯であって、	
	医療扶助単一給付のものであり自己	
	負担のある場合	
В	市町村民税非課税世帯	0
\mathbf{C}	市町村民税所得割非課税世帯であっ	О
	て、市町村民税均等割りのみ課税世	
	带	
D	<u>市町村民税所得割</u> 課税世帯	3 0 0

(注)

階層区分の認定は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況 で認定する。